

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業主やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

産業保健事業の
HPはこちらから
▶▶▶▶▶



小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター(地域窓口)

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

※
地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。

(総括産業医(企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。)

また利用回数には制限があります。

詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及び労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

提供するサービスはすべて**無料**です。

詳しくは、助成金専用ダイヤル



0570-783046 まで

〈対象〉

労働者数**50人未満**の事業場

(労働者数の制限なし)

(労働者数の制限なし)

(労働者数の制限なし)

ストレスチェック助成金

… 4

小規模事業場産業医活動助成金

… 5

4 ストレスチェック助成金

小規模事業場が医師と契約してストレスチェックを実施した場合、助成金(1人につき500円、面接指導等1回につき最大21,500円)が受けられます

5 小規模事業場産業医活動助成金

小規模事業場が産業医等と契約して産業医活動等を実施した場合、助成金(最大60万円)が受けられます